

全般的な利益相反の定期的な開示 概要 ＜利益相反の取扱い規定に基づく委員からの申告内容＞

1. 薬事に関する企業からの寄付金、契約金等の受取（令和 6 年度）

寄付金、契約金等の受取の状況	該当する委員
寄付金、契約金等の受取があった	伊豆津委員、奥田委員、渡邊委員 ※受取額 500 万円以上は該当なし

2. 薬事に関する企業、厚生労働省及び関連する独立行政法人との関係性（令和 5 年 4 月以降）

（１）薬事に関する企業との関係性

関係性	該当する委員
① 委員本人が、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任していた	なし
② 家族が薬事に関する企業の役員又は職員（常勤）である場合等、その他の特別の利害関係を有する者に該当していた	奥田委員、戸部委員

（２）厚生労働省及び関連する独立行政法人との関係性

関係性	該当する委員
ア 委員本人が厚生労働省又は P M D A の審議会等に参画していた	磯部委員、伊豆津委員、泉委員、奥田委員、戸部委員、花井委員、渡邊委員
イ 委員本人が厚生労働省の参与等又は P M D A の専門委員であった	伊豆津委員、奥田委員、佐藤委員
ウ 委員本人が、厚生労働省又は A M E D から研究費の受取がある	伊豆津委員

※薬事に関する企業は医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関する企業を指します。

※ 2 の「薬事に関する企業、厚生労働省及び関連する独立行政法人との関係性」は令和 7 年 7 月末時点の情報です。